

令和3年第4回七戸町議会定例会 会議録

令和3年11月17日七戸町告示第96号で、令和3年第4回七戸町議会定例会を11月30日上北郡七戸町議会議事堂に招集する。

令和3年 11月30日 午前10時00分 開会

令和3年 12月 3日 午後 2時11分 閉会

○応召議員（16名）

議長	16番	瀬川左一君	副議長	15番	盛田恵津子君
	1番	中野正章君		2番	山本泰二君
	3番	向中野幸八君		4番	二ツ森英樹君
	5番	小坂義貞君		6番	澤田公勇君
	7番	疍清悦君		8番	岡村茂雄君
	9番	附田俊仁君		10番	佐々木寿夫君
	11番	田嶋輝雄君		12番	三上正二君
	13番	田島政義君		14番	白石洋君

○不応召議員（0名）

○町長提出案件

議案第 91号 七戸町過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定について

議案第 92号 七戸町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

議案第 93号 七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 94号 七戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 95号 七戸町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例について

議案第 96号 七戸町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第 97号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第 98号 内部組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第 99号 工事請負変更契約の締結について
(荒熊内地区調整池整備工事)

議案第100号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について
(七戸町公園施設)

- 議案第 101号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について
(七戸町文化村物産館等)
- 議案第 84号 令和3年度七戸町一般会計補正予算(第11号)
- 議案第 85号 令和3年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 86号 令和3年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 87号 令和3年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 88号 令和3年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 89号 令和3年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 90号 令和3年度七戸町水道事業会計補正予算(第4号)
- 報告第 39号 七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
(令和2年度事務事業分)に関する報告について
委員会報告書について
(各常任委員会及び議会運営委員会)
閉会中の継続調査申出書について
(各常任委員会及び議会運営委員会)

○追加案件

- 議案第 102号 七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 103号 七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 104号 七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 105号 工事請負契約の締結について
((仮称) 七戸町総合アリーナ新築工事 (建築工事))
- 議案第 106号 工事請負契約の締結について
((仮称) 七戸町総合アリーナ新築工事 (電気設備工事))
- 議案第 107号 工事請負契約の締結について
((仮称) 七戸町総合アリーナ新築工事 (機械設備工事))
- 議案第 108号 物品購入契約の締結について
(除雪グレーダ(4.0m級)交換購入)
- 議案第 109号 七戸町土地改良事業(災害復旧事業)の施行について
- 議案第 110号 令和3年度七戸町一般会計補正予算(第12号)
- 議員定数削減について3月定例会までの期限として議会改革特別委員会付託の上、審査されたいとの動議について

○その他

- 会議録署名議員の指名について

会期の決定について
諸般の報告について

**令和3年第4回七戸町議会定例会
会議録（第1号）**

令和3年11月30日（火） 午前10時00分 開議

○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 提出議案一括上程

「議案第91号 七戸町過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定について」から「報告第39号 七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和2年度事務事業分）に関する報告について」までの18議案、1報告を一括上程

（町長提案理由説明並びに教育長報告）

追加日程第1 提出議案一括上程

「議案第102号 七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から「議案第104号 七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」までの3議案を一括上程

（町長提案理由説明）

追加日程第2 議案第102号 七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

追加日程第3 議案第103号 七戸町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

追加日程第4 議案第104号 七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	瀬川左一君	副議長	15番	盛田惠津子君
	1番	中野正章君		2番	山本泰二君
	3番	向中野幸八君		4番	二ツ森英樹君
	5番	小坂義貞君		6番	澤田公勇君
	7番	呷清悦君		8番	岡村茂雄君

9番 附田俊仁君
11番 田嶋輝雄君
13番 田嶋政義君

10番 佐々木寿夫君
12番 三上正二君
14番 白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	高坂信一君
総務課長	田嶋邦貴君	支所長	小山彦逸君
		(兼庶務課長)	
企画調整課長	金見勝弘君	財政課長	附田敬吾君
会計管理者	高田美由紀君	税務課長	町屋淳一君
(兼会計課長)			
町民課長	原子保幸君	社会生活課長	佐々木和博君
健康福祉課長	井上健君	商工観光課長	附田良亮君
農林課長	鳥谷部勉君	建設課長	氣田雅之君
上下水道課長	仁和圭昭君	教育長	附田道大君
学務課長	鳥谷部慎一郎君	生涯学習課長	田中健一君
世界遺産対策室長	相馬和徳君	中央公民館長	高田博範君
		(兼南公民館長・中央図書館長)	
農業委員会会長	天間俊一君	農業委員会事務局長	三上義也君
代表監査委員	吉川正純君	監査委員事務局長	澤山晶男君
選挙管理委員会委員長	新館文夫君	選挙管理委員会事務局長	原子保幸君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	澤山晶男君	事務局次長	鳥谷部伸一君
------	-------	-------	--------

○会議を傍聴した者（3名）

○会議の経過

○開会宣告

- 議長（瀬川左一君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから、令和3年第4回七戸町議会定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
-

○開議宣告

- 議長（瀬川左一君） これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程及び本定例会における説明員は、お手元に配付しております。
-

○日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（瀬川左一君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、13番田島政義君と14番白石洋君を指名します。
-

○日程第2 会期の決定について

- 議長（瀬川左一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。
初めに、議会運営副委員長から報告を求めます。
議会運営副委員長。
○議会運営副委員長（田嶋輝雄君） 改めまして、皆さん、おはようございます。
議会運営委員会委員長報告をいたします。
去る11月17日告示、本日招集されました令和3年第4回七戸町議会定例会の会期について、先般、11月17日午前10時から議会運営委員会を開催し、審査した結果、お手元に配付いたしましたとおり、11月30日から12月3日までの4日間を会期とすることに決定いたしました。
本日は、議案等の一括上程、1日は一般質問、最終日の3日は、今回上程されております全議案について審議を行うことにしております。
なお、各委員会報告書及び各委員会の閉会中の継続調査申出書が、最終日に議長より提案されると思いますので、よろしく願いいたします。
以上のとおり進行してまいりたいと思いますので、何とぞ議員各位の御理解と御協力を賜り、当委員会の決定に御賛同くださいますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。よろしく願いいたします。

- 議長（瀬川左一君） お諮りします。
本定例会の会期は、ただいま議会運営副委員長の報告のとおり、本日から12月3日

までの4日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会の会期は、本日から12月3日までの4日間に決定いたしました。

議長において作成しました会期日程及び議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○日程第3 諸般の報告について

○議長(瀬川左一君) 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告につきましては、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

○日程第4 提出議案一括上程

○議長(瀬川左一君) 日程第4 提出議案の一括上程について、議案第91号七戸町過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定についてから、報告第39号七戸町教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価(令和2年度事務事業分)に関する報告についてまでの18議案、1報告を一括上程いたします。

初めに、町長から、提出議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小又 勉君) おはようございます。

本日ここに、令和3年第4回七戸町議会定例会が開会され、令和3年度の補正予算をはじめ各般にわたる議案について御審議いただくに当たり、提出議案を御説明する前に、一般報告をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてですが、全国的に緊急事態宣言の解除から約1か月経過しましたが、国内の感染者数は減少しており、県内及び当町においても収束の傾向にあります。

しかしながら、海外では、ヨーロッパなどで再び感染者数が増加しており、国内でも年末年始の帰省や旅行などによる人流の活発化が予想され、第6波への警戒が必要とされております。

町としても、継続的な感染防止対策に加え、ワクチン接種率の増加や、2回目接種を終了した方への3回目の接種を計画的に実施していくこととしております。

次に、町の基幹産業であります農業は、新型コロナウイルス感染症によるまん延防止重点措置や、度重なる緊急事態宣言が発令され、飲食業の営業自粛が長引くことで、米需要が減少したことから、主食用米概算金は前年比約3割減の米価となりました。

町では、緊急対策支援として、水稻種子助成並びに次期作支援準備金として、最大で10アール当たり4,000円を年内に交付できるよう作業を進めておりますが、次年産についても需給改善の要素が少なく、さらなる作付転換が求められることから、引き続き厳しい営農が予想されます。

このため、町では、生産者が情勢や作柄に左右されず、ある程度安定した収入が見込める支援策として、セーフティーネット加入促進を目的に、積み立てを除く保険料に5割を助成する収入保険加入促進事業を令和4年度に設定したいと考えております。

子育て支援体制を一体的に行うため、内部組織の再編を行うことにしております。

具体的には、令和3年度に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の提供を目的に、健康福祉課の子育て世代包括支援センター事業として、社会生活課の子ども家庭総合支援拠点事業を統合しておりますが、令和4年度より、子どもに関する手続をワンストップで提供するため、天間林保健センター内に新たにこどもみらい課、保健福祉課、介護高齢課の3課を設置いたします。

子ども分野だけでなく、保健、福祉、介護分野においてもさらなる連携を図り、住民の利便性の向上につながるよう進めてまいります。

このことについて、本定例会に条例を上程しておりますので、慎重な御審議の上、御賛同くださいますようお願いいたします。

それでは、本定例会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

議案第91号七戸町過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条第2項に規定する過疎地域持続的発展特別事業の財源となる基金に関し、必要な事項を定める必要があることから、提案するものです。

議案第92号七戸町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき定めた七戸町過疎地域持続的発展計画に記載された区域内において、一定の事業用資産を取得した者に対し、固定資産税を免除するため、提案するものです。

議案第93号七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、全世代対応型の社会保障制度を構築するため、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が公布され、同法等の改正内容に準じて、所要の改正を行う必要があることから、提案するものです。

議案第94号七戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、児童福祉法の一部改正を含む地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立によ

り、放課後児童健全育成事業の一部が従うべき基準から参酌すべき基準に見直されたことに伴い、所要の改正が必要なことから、提案するものです。

議案第95号七戸町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例については、給付条件である所得要件の撤廃及び支給対象を出生から中学生までに変更することに伴い、所要の改正を行う必要があることから、提案するものです。

議案第96号七戸町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、水道事業の健全な経営の確保及び水道使用者の負担の適正化を図るため、水道料金の額を改正する必要があることから、提案するものです。

議案第97号押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例については、行政手続等における押印の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があることから、提案するものです。

議案第98号内部組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例については、人口減少・少子高齢化などの社会情勢の変化に対応した持続可能なまちづくり及びきめ細やかな福祉サービスの提供を行うことができるよう、効率的な組織・執行体制を確立するため、内部組織の再編に伴う関係条例を整備する必要があることから、提案するものです。

議案第99号工事請負変更契約の締結について（荒熊内地区調整池整備工事）は、工事内容に変更を生じたので、契約金額の変更について、地方自治法及び町条例の規定により、提案するものです。

議案第100号七戸町公の施設における指定管理者の指定については、七戸町公園施設について、南部縦貫株式会社を指定管理者として指定したいので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるため、提案するものです。

議案第101号七戸町公の施設における指定管理者の指定については、七戸町文化村物産館等について、株式会社七戸物産協会を指定管理者として指定したいので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるため、提案するものです。

議案第84号令和3年度七戸町一般会計補正予算（第11号）については、歳入歳出予算の総額に2億4,283万3,000円を追加し、予算の総額を107億2,248万7,000円とするものです。

歳入の主なものは、町税に1億1,800万円、県支出金に6,460万5,000円、町債に1億4,130万円を追加し、繰入金から9,997万円を減額するものです。

歳出の主なものは、総務費に4,624万1,000円、民生費に5,390万4,000円、教育費に1,816万8,000円、災害復旧費に7,513万9,000円、諸支出金に5,207万4,000円を追加するものです。

また、債務負担行為につきましては、公園施設指定管理業務委託料4,269万5,000円を新規に設定しております。

議案第85号令和3年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

は、歳入歳出予算の総額に718万7,000円を追加し、予算の総額を18億2,690万9,000円とするものです。

歳入は、国民健康保険税に605万5,000円、諸収入に113万2,000円を追加し、歳出は、諸支出金に718万7,000円を追加するものです。

議案第86号令和3年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算の総額に1,767万2,000円を追加し、予算の総額を4億3,951万9,000円とするものです。

歳入は、諸収入に1,767万2,000円を追加し、歳出は、諸支出金に1,767万2,000円を追加するものです。

議案第87号令和3年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算の総額に4,227万5,000円を追加し、予算の総額を27億6,043万3,000円とするものです。

歳入の主なものは、保険料に865万8,000円、国庫支出金に993万9,000円、支払基金交付金に1,140万円を追加するものです。

歳出の主なものは、保険給付費に4,181万9,000円を追加するものです。

議案第88号令和3年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳出において、総務費の予算を組み替えをするものです。

議案第89号令和3年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算の総額に991万7,000円を追加し、予算の総額を4億1,086万円とするものです。

歳入の主なものは、町債に1,060万円を追加し、歳出の主なものは、事業費に975万7,000円を追加するものです。

議案第90号令和3年度七戸町水道事業会計補正予算（第4号）については、収益的収入の営業収益に7万円を追加し、水道事業収益の総額を3億3,543万円とし、収益的支出の営業費用に87万4,000円、特別損失に308万円を追加し、水道事業費用の総額を3億679万7,000円とするものです。

また、資本的収入については、工事負担金に335万2,000円を追加し、資本的収入の総額を1億3,989万2,000円とするものです。

報告第39号七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和2年度事務事業分）に関する報告については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について報告するものです。

以上が、本定例会に提出いたしました議案であります。議員各位には、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀬川左一君） 次に、教育長から報告を求めます。

教育長。

○教育長（附田道大君） おはようございます。

議員の皆様には、日頃から教育行政に対して格別の御支援、御指導をいただき、心からお礼申し上げます。

それでは、12月定例会に上程しました報告第39号七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和2年度事務事業分）に関する報告について御説明申し上げます。

七戸町教育委員会では、効率的な教育行政の推進を図るため、学識経験者からなる七戸町教育評価審議会を設置し、教育委員会部局、各課、室、館の令和2年度における主要事務事業を対象に、点検・評価を行いました。

本報告については、点検・評価結果の報告を受けて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき報告するものです。

また、報告書については、七戸町ホームページに掲載し、公表いたします。

点検・評価の結果を踏まえ、これからの施策に反映させ、教育施策を着実に推進してまいりたいと考えております。

今後とも議員各位の御配慮を賜りますようお願い申し上げます、説明報告とします。

よろしく願いいたします。

○議長（瀬川左一君） これをもって、提案理由の説明並びに報告を終わります。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時36分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

お諮りします。

追加議案3件が提出されましたので、本日の議会運営委員会において、追加することに決定いたしました。議事日程に加えることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、追加議案3件は、本日、議事日程に追加することに決定いたしました。

よって、本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

○追加日程第1 提出議案一括上程

○議長（瀬川左一君） 追加日程第1、追加議案の一括上程について、議案第102号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から、議案第104号七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3議

案を一括上程します。

町長から、追加議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） 議員の皆様には、お疲れのところ、大変恐縮ではありますが、追加で先議議案がございますので、概要について御説明いたします。

議案第102号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、青森県人事委員会の勧告に準じ、職員の期末手当の支給割合を改めるため、提案するものです。

議案第103号七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、町長等の期末手当の支給割合を改めるため、提案するものです。

議案第104号七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、町議会議員の期末手当の支給割合を改めるため、提案するものです。

以上、先議3議案について、追加で議案を提案させていただきますので、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀬川左一君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま町長より説明がありました追加案件3件について、先議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま説明がありました追加案件3件について、先議することに決定いたしました。

○追加日程第2 議案第102号

○議長（瀬川左一君） 追加日程第2、議案第102号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ

いてですが、これは町職員の期末手当が0.5か月減収ということになるわけです。

そうすると、働く者の、労働者の賃金というのは、日本の国では、ここ20年ほど、ほとんど上がっていない。それなのに下げていくと。さらに、今年の冬はガソリンから灯油から上がって、町民の生活は非常に厳しくなる。そういう中で、給与を下げるというのは、やっぱりこれは私は賛成できないということから、反対をいたします。

○議長（瀬川左一君） ここで、原案に賛成者の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） これより、本案について採決します。

本案の採決は、起立採決としたいと思います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。（発言する者あり）

暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬川左一君） 起立多数です。本案は、原案のとおり可決されました。

○追加日程第3 議案第103号

○議長（瀬川左一君） 追加日程第3、議案第103号七戸町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第103号は、原案のとおり可決されました。

○追加日程第4 議案第104号

○議長（瀬川左一君） 追加日程第4、議案第104号七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第104号は、原案のとおり可決されました。

○散会宣告

○議長（瀬川左一君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、12月1日の本会議は、午前10時に再開します。

本席から告知します。

12月1日の一般質問の順序をお知らせします。

1番目は10番の佐々木寿夫君、2番目は4番の二ツ森英樹君、3番目は3番の向中野幸八君、4番目は13番の田島政義君、5番目は2番の山本泰二君となります。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

散会 午前10時50分